

武市監告示第7号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査の結果に対する措置が講じられたので、同条同項の規定により別紙のとおり公表します。

令和8年3月23日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

武市防第197号  
令和8年2月26日

武雄市監査委員 成松 義秀 様

武雄市監査委員 末藤 正幸 様

武雄市長 小松 政

定期監査の結果に基づく措置内容について（通知）

令和8年2月19日付け武市監第156号の監査結果に基づき講じた措置内容について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき別紙のとおり通知します。

## 監査結果に基づく措置内容通知書

監査の対象	総務部 防災・減災課
指摘を受けた監査結果	定期監査結果報告（令和8年2月3日実施分）
監査の結果	措置の内容
<p><b>(文書による指摘)</b></p> <p>武雄市防災行政放送戸別受信機設置等工事の契約について、契約保証金は契約金額の100分の10以上に相当する金額とされているが、契約書にはそれに満たない額が保証金として誤って記載され、実際にその額が納付されていることを確認した。これは武雄市財務規則第119条に違反する事案である。担当部署においては本件発生の原因分析を行い、起工や契約締結等の決裁時においては上席職員による確認を重ね、再発防止に努められたい。</p>	<p>すでに締結済みである武雄市防災行政放送戸別受信機設置等工事の契約の契約保証金の額を契約金額の100分の10に相当する額214,995円に訂正を行いました。</p> <p>差額である19,545円を令和8年2月24日に追加納付され、確認しました。</p> <p>今後、起工や契約締結時の決裁時の際には上席の職員や管理職による確認を徹底し、再発防止に努めます。</p>